

(あて先) 松江市長

借 主 住 所  
氏 名

福祉資金借主資格喪失申出書

次のとおり借主としての資格を失いましたので申し出ます。

| 資金の種別           | 資金   | 貸付決定番号 |  |
|-----------------|--|--------|--|
| 資格喪失事由<br>発生年月日 | 年 月 日  |        |  |
| 資格喪失の事由         | <p>該当する事由の番号を○で囲み、下欄に具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸付けを受けている配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子又は寡婦（以下「配偶者のない女子等」という。）が婚姻等（事実婚を含む。）により配偶者のない女子等でなくなった。</li> <li>2 貸付けを受けている配偶者のない女子等が死亡した。</li> <li>3 貸付けを受けている配偶者のない女子等が、児童又は 20 歳以上である子等（以下「児童等」という。）を扶養しなくなった（児童等が婚姻した場合を含む。）。</li> <li>4 貸付けを受けている配偶者のない女子等が知識技能の習得をやめた。</li> <li>5 貸付けを受けている配偶者のない女子等が失業者でなくなった。</li> <li>6 貸付けを受けている配偶者のない女子等が松江市の住民でなくなった。</li> <li>7 修学資金の貸付けにより修学している児童等または修業資金の貸付けにより知識技能を習得している児童等が死亡した。</li> <li>8 修学資金の貸付けにより修学している児童等が修学することをやめた。または修業資金の貸付けにより知識技能を習得している児童等が当該知識技能の習得をやめた。</li> <li>9 修学資金の貸付けにより修学している児童等または修業資金の貸付けを受けて知識技能を習得している児童等が、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 5 条第 2 項各号、第 31 条の 3 第 2 項各号又は第 33 条第 2 項各号のいずれにも該当しなくなった。</li> <li>10 その他（ ）</li> </ol> |        |  |
| 具体的な内容          |  |        |  |